選挙運動用通常葉書の ご利用案内

選挙に立候補される皆さまへ

———— 目 次 ————

1	選挙葉書	1
(1)	選挙葉書の使用枚数及び選挙用の表示(交付)を行う郵便局	
(2)	選挙用の表示	
2	選挙葉書の交付、表示、返還、再交付等	3
(1)	郵便局から交付する通常葉書を使用される場合	
(2)	お手持ちの通常葉書を使用される場合	
(3)	選挙葉書の表示に要する時間	
(4)	書損葉書の取扱い	
(5)	選挙葉書の返還	
(6)	再立候補の際の選挙葉書の再交付	
3	選挙葉書の差出	6
(1)) 選挙葉書の差出	
(2)	選挙葉書の早期差出	
(3)	差出票の使用方法	
(4)	郵便窓口取扱時間	
(5)	選挙用の表示位置	
(6)	選挙葉書のあて名記載	
(7)	郵便番号の記載	
(8)	返還選挙葉書の再差出し	
(9)	選挙葉書の特殊取扱い	
(10	①選挙葉書の使用期間	
(1	1)選挙終了後返還される書損葉書	
4	その他	1 2
5	よくあるお問い合わせ例	1 3
付	録様式 1 候補者用通常葉書使用証明書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 4
付	禄様式 2 選挙運動用通常葉書差出票 ·······························	1 5
	差出票の記載例	1 7

立候補される皆さまへ

このたびの衆議院議員総選挙における選挙運動用通常葉書(以下「選挙葉書」といいます。)の取扱い等につきましては、公職選挙法及び公職選挙郵便規則等に定められておりますが、ご利用上の注意事項等をお知らせいたします。

1 選挙葉書

(1) 選挙葉書の使用枚数及び選挙用の表示(交付)を行う郵便局

選挙葉書の使用枚数及び選挙用の表示(交付)を行う郵便局は次のとおりです。 なお、選挙葉書は、選挙運動の期間内に限り使用できるものです。

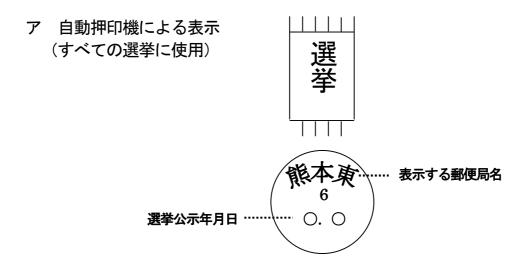
(単位:枚)

選挙の種類	交付(表示)郵便局 (注1、2)			交付	(表示) 枚数	(枚)	
	県名	郵便局名	衆議院議員 (注3)	参議院議員、 県知事	đ	お問い合わせる	先
	福岡県	博多北郵便局	35, 000	60, 000	郵便部 092	2 (627) 1006	
衆議院議員	佐賀県	佐賀中央郵便局	35, 000	37, 500	郵便部 09!	52 (24) 2040	
参議院議員	長崎県	長崎中央郵便局	35, 000	42, 500	郵便部 09	5 (822) 0070	
県知事	熊本県	熊本東郵便局	35, 000	42, 500	郵便部 096		
	大分県	大分中央郵便局	35, 000	40, 000	郵便部 09		
	宮崎県	宮崎中央郵便局	35, 000	40, 000	郵便部 098	85 (24) 7900	
	鹿児島県	鹿児島中央郵便局	35, 000	42, 500	郵便部 099 (254) 5391		
県議会議員 市長 市議会議員	₩ 7 ‡4 % †E	N/+1 / S45-ch - + 7 EP/E C		市長 (政令指定 都市) (注4)	市議会議員 (政令指定 都市) (注4)	市長(政令指定都市以外)	市議会議員 (政令指定 都市以外)
	当社が指定する郵便局		8, 000	35, 000	4, 000	8, 000	2, 000
町村長 町村議会議 員				町村議会 議員			
			2, 500	800			

- (注1) 上記の郵便局以外では選挙葉書の交付(表示)は行いませんので、ご注意ください。
- (注2)窓口取扱時間内に上記の郵便局で交付(表示)を受けてください。なお、窓口取扱時間は、交付・表示を行う郵便局に確認してください。
- (注3) 小選挙区選出議員の候補者に限ります。 なお、衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、上記の無償交付のほか候補者届出政党が選挙 葉書を買い受け、又は手持ちの通常葉書を選挙葉書として有料で差し出すことができます。枚数 は、「各候補者届出政党の届出候補者の数×20,000 枚以内(当該県ごと)」です。
- (注4)「政令指定都市」とは、北九州市・福岡市・熊本市をいいます。

(2) 選挙用の表示

選挙用の表示は、通常葉書の表面左側上部に郵便局で次の表示をします。



イ つち型日付印による表示 (町村長及び町村議会の議員の選挙に使用)



2 選挙葉書の交付、表示、返還及び再交付等

- (1) 郵便局から交付する通常葉書を使用される場合
 - ア 選挙葉書の交付を請求される場合は、<u>必ず選挙長が、告示日に発行する「候補者用通常</u> 葉書使用証明書」(以下「候補者用使用証明書」といいます。)を交付郵便局に提示してく ださい。
 - イ 郵便局では、提示された候補者用使用証明書に郵便局名、月日、「交付」の文字及び交付 枚数を記入して、取扱者印を押印します(郵便局名、月日の記入に代え、通信日付印を押印 することもあります。)。
 - ウ 「選挙」の表示をした通常葉書を<u>選挙の告示日以降に次の様式の受領証と引き換えにお</u> 渡ししますので、あらかじめご準備ください。
 - (注) ・郵便局から交付する通常葉書を使用される場合は、事前準備等ありますので、 あらかじめ郵便局へご連絡ください。
 - ・訂正印をいただく場合もありますので、念のため印鑑をご持参ください。

受 領 証

年 月 日

〇〇〇〇郵便局長 殿

〇〇〇〇選挙候補者

0000即

下記のとおり受領いたしました。

記

選挙運動用通常葉書

枚

ただし、〇年〇月〇日告示による〇〇〇〇選挙に使用するもの。

(2) お手持ちの通常葉書を使用される場合

前記(1)により選挙葉書の全部又は一部の交付を受けないで、その代わりに、お手持ちの 通常葉書を選挙葉書として、ご使用になる場合は、次のとおりです。

なお、葉書の作成、事前印刷等につきましては、下記の「注意:葉書の作成、事前印刷 等のご注意」を十分ご確認ください。

ア お手持ちの通常葉書と候補者用使用証明書を提出していただければ、候補者用使用証明書に、郵便局名、月日、「表示」の文字及び表示枚数を記入し、取扱者印を押印して、「選挙」の表示をした通常葉書とともにお返しいたします(郵便局名、月日は通信日付印を押印するによることもあります。)。

なお、「選挙」の表示は、告示日以降に行いますが、この場合、その場で直ちに差し出されても、いったん持ち帰って改めて差し出されても差し支えありません。

イ 「選挙」の表示をする際に、葉書を汚損する場合がありますので、若干の予備をお持ち いただくようお願いします。

注意:葉書の作成、事前印刷等のご注意

- 1 選挙葉書に使用するお手持ちの通常葉書は、私製葉書でも当社が発行する葉書(以下、「会社製葉書」という。)でも差し支えありませんが、<u>会社製葉書の場合は、その料額印面(85 円)は無効となり、料金返還</u>はできませんので、あらかじめご了承ください。
- 2 葉書の表面に通信文等を記載(印刷)される場合は、<u>受取人様の住所・氏名・郵便番号と</u> 通信文等が明確に区別できるようにしてください。
- 3 私製葉書は、料金別納、料金計器別納及び料金後納の表示のないもの並びに左上部(横に長く使用するものは右上部)に製造業者のマークのないものをご使用ください。

なお、私製葉書には、郵便切手をちょう付しないようご注意願います。

- 4 私製葉書の規格は、内国郵便約款に定められておりますが、特に次の点をご注意願います。
 - (1) 長辺 14 c m以上 15.4 c m以下、短辺 9 c m以上 10.7 c m以下の<u>長方形の紙</u>であること。
 - (2) 紙質及び厚さは、会社製葉書と同等以上であること。
 - (3) 重量は、2g以上6g以下であること。
 - (4) **葉書の表面の色彩は、白色又は淡色であること。** 白色又は淡色でないものは使用できませんので、最寄りのゆうゆう窓口のある郵便局にご 照会ください。
 - (5) 葉書の表面の上部又は左側部(横長に使用するものは右側部)の中央に、「**郵便はがき」**又はこれに相当する文字を明瞭に表示したものであること。
- 5 選挙葉書の表面記載事項等

選挙葉書の表面に記載できる事項については、一般の通常葉書と同様一定の条件があります。 印刷等に際しましては、あらかじめ「選挙」の表示をする郵便局と打ち合わせ、印刷前には必 ず見本を確認させていただきます。不明な点等がある場合は、ご遠慮なくお問い合わせくださ い。 6 郵便局において葉書の表面に選挙表示を行う際、丁寧な押印に努めますが、宛名面の紙質によっては、インクをはじき、上から重ねた葉書の裏面を汚損してしまうことがあります。**宛名面の紙質は、できる限りインクのなじみが良いものをご使用ください。**

特に裏面の選挙表示と重なる箇所(周辺部含む)には、候補者の顔や重要なお知らせが、可能な 限りかからないようご配慮いただきますようお願いいたします。

(3) 選挙葉書の表示に要する時間

お手持ちの通常葉書に郵便局で「選挙」の表示をしてお渡しするまでには、相当の時間がかかる 場合があり、お待ちいただくことがありますので、あらかじめご了解願います。

なお、選挙葉書の交付等を請求される場合は、お持ち帰りのため、あらかじめ適宜の手提げ袋や 箱等をご準備ください。

(4) 書損葉書の取扱い

「選挙」の表示を受けた葉書を、間違えて印刷したり、書き損じたり、又はき損した場合(以下「書損葉書」といいます。)は、その書損の枚数に限り、次のとおり別の葉書に新たに「選挙」の表示を受けて選挙葉書として使用することができます。

- ア 別の手持ちの通常葉書と書損葉書及び候補者用使用証明書を添えて、「選挙」の表示を行った 郵便局に書損したため、新たに選挙用の表示を受ける旨、申し出てください。
- イ 郵便局では、提出された別の手持ちの通常葉書に「選挙」の表示をして、候補者用使用証明書に郵便局名、月日、「表示」の文字及び表示枚数(傍らに「書損」と付記します。)を記入し、 取扱者印を押印して、「選挙」の表示をした通常葉書とともにお返しいたします(郵便局名、月 日の記入に代えて、通信日付印を押印することもあります。)。
- ウ 書損葉書は、選挙運動の期間中、郵便局に保管し、選挙運動の期間終了後お返しいたします。

(5) 選挙葉書の返還

選挙葉書の交付を受けた後、立候補を辞退されたときは、交付を受けた選挙葉書全部に候補者用使用証明書を添えて、交付を受けた郵便局に至急返還していただくようお願いします。

この場合、その一部が使用済みであるときは、選挙運動に使用したことを明記した明細書を添えて残部をお返し願います。

なお、候補者用使用証明書には、その余白に返還枚数を記載し、かつ、通信日付印を押印してお返しいたします。

(6) 再立候補の際の選挙葉書の再交付

立候補を辞退された後、再び立候補されたときは、はじめに交付を受けた郵便局に次のとおり請求することができます。

- ア 選挙葉書の交付、表示の方法は、前記(1)及び(2)と同様です。
- イ (5)において返還した通常葉書の枚数に限り、再交付の請求が出来ます。

3 選挙葉書の差出

(1) 選挙葉書の差出

選挙葉書は、必ず配達を受け持つ郵便局の窓口に選挙運動用通常葉書差出票(以下、単に「差出票」といいます。)を添えてお出しください。この場合、一度に多数お出しになるときは、100 通又はその端数ごとに一束に束ねてお出しいただきますようお願いします。

郵便局では、差出票の備考欄に通信日付印を押印してお返ししますが、差出制限枚数に達した差 出票は、郵便局で保管いたします。

- (注)・選挙葉書をポストに差し入れられますとお返しする場合がありますので、ご注意願いします。 <u>(郵便切手を貼付した選挙葉書をポストに投函されますと、一般の郵便物としてお取り扱いする</u> 場合がありますので、ご注意ください)
 - ・差出の際には、郵便局の選挙葉書取扱責任者をお尋ねください。

(2) 選挙葉書の早期差出し

選挙葉書はできるだけ早く差し出していただくようお願いします。遅くとも、選挙期日の前日の 配達便(差出局以外の配達にかかるものは、当該配達局への送達所要日数を見込んでください。) に間に合うように差し出してください。

- ※ 送達所要見込日数等については、最寄りのゆうゆう窓口のある郵便局へお尋ねください(あて 所が離島等である場合は、特にご注意ください。)。
- ※ 選挙葉書を選挙期日に切迫して差し出された場合は、選挙運動の期間内に配達できないことが あります。これは選挙葉書としての効果がなくなるだけでなく、公職選挙法違反に問われるこ とにもなりますのでご注意ください。

なお、普通扱いとする郵便物の配達頻度の緩和(土曜日配達の休止)や送達速度の緩和(翌日 配達の廃止)等を内容とする郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改 正する法律(令和2年法律第70号。以下「改正法」といいます。)の施行に伴い、2021年10 月以降、同法を踏まえた各種対応を実施しております。普通扱いとする郵便物について、土曜 日配達を休止する等しておりますので、これも踏まえた早期差出しをお願いいたします。

≪改正法を踏まえた対応≫

〇 通常葉書など普通扱いとする郵便物について、金曜日までにお届けするためには原則として水曜日(当日扱いとするものについて、いつまでの差出しとしていただく必要があるかは差出し予定の郵便局にご確認願います。)までに差し出していただくことが必要です。(2021年9月時点の翌配地域の場合。同翌々配地域の場合は火曜日までに差し出していただくことが必要です)

<見直し後の普通扱いとする郵便物の取扱いイメージ:2021年9月時点の翌配地域の場合>

TO DO THE THE TOTAL OF THE PARTY OF THE PART							
	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	
水曜日差出し	差出し	⇒ (お届け日数 繰下げ)	配達	ı	ı	-	
木曜日差出し	_	差出し	⇒ (お届け日数 繰下げ)	⇒ (土曜日の 休配)	⇒ (日曜日の 休配)	配達	
金曜日差出し	-	-	差出し	⇒ (土曜日の 休配)	⇒ (日曜日の 休配)	配達	

≪参考:お届け日数の繰り下げについて≫

○ 2021 年 9 月時点の翌配地域の場合

引受日	配達曜日				
门文口	変更前	変更後			
月曜日	火曜日	水曜日			
火曜日	水曜日	木曜日			
水曜日	木曜日	金曜日			
木曜日	金曜日	月曜日			
金曜日	土曜日	月曜日			
土曜日	月曜日	火曜日			
日曜日	月曜日	火曜日			

○ 2021 年 9 月時点の翌々配地域の場合

引受日	配達曜日				
力文口	変更前	変更後			
月曜日	水曜日	木曜日			
火曜日	木曜日	金曜日			
水曜日	金曜日	月曜日			
木曜日	土曜日	月曜日			
金曜日	月曜日	火曜日			
土曜日	月曜日	火曜日			
日曜日	火曜日	水曜日			

○ <u>選挙葉書</u>についても、今回のサービスの見直しの影響を受けますが、改正法の附帯決議等を踏ま えて、次のとおり取り扱います。

なお、選挙表示等にお時間をいただくため、引き続き、候補者様においては、早期差出しへのご協力をお願いいたします。

<見直し後の選挙葉書の取扱いイメージ:2021年9月時点の翌配地域の場合>

〇 投票日以外の调

O IXILIAN TORE								
	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日		
水曜日差出し	差出し	⇒	金曜日までに配達	-	-	_		
木曜日差出し	-	差出し	⇒	休配	休配	月曜日までに 配達		
金曜日差出し	-	-	差出し	休配	休配	配達		

- ※ 同時に大量の差出しがあった場合は、選挙表示等にお時間をいただくため、翌日に差し出されたものとして取り扱う場合があります。
- ※ 選挙葉書は、選挙運動期間内に配達するため、他の郵便物とは別にして取り扱います。差出しのタイミングや通数によっては配達予定日の前日の配達となる場合があります。

〇 投票日が含まれる週

	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
水曜日差出し	差出し	⇒	金曜日までに 配達	-		-
木曜日差出し	-	差出し	⇒	土曜日までに配達	投票日	-
金曜日差出し	-	_	差出し	配達		-

- ※ 同時に大量の差出しがあった場合は、選挙表示等にお時間をいただくため、翌日に差し出されたものとして取り扱う場合があります。
- ※ 選挙葉書は、選挙運動期間内に配達するため、他の郵便物とは別にして取り扱います。差出しの タイミングや通数によっては配達予定日の前日の配達となる場合があります。

(3) 差出票の使用方法

差出票の使用には、次のことに十分注意してください。

- ア 差出票1枚の差出制限枚数は500通です。1枚につき差出通数の累計が500通になるまでは、その差出票を使用することとなりますが、同時に500通を超えて差し出す場合、あるいは差出通数の累計が500通を超える場合は、その超える分の500通あるいは500通以内の通数ごとに別の差出票を使用していただくことになっております。
- イ 差出通数欄には、1回の差し出しごとの差出通数(ただし、1枚の差出票には500通を超えた数を記入することはできません。)を記入し、また、差出合計数欄にはその差出票による差出通数の累計(その差出票により実際に郵便局の窓口に差し出すものであり、既に差し出し済みのものの累計ではありません。)を記入してください。
- ウ 同時に 1,000 通以上を差し出すときは、500 通の倍数となる通数(全通数から 500 通未満の 端数を除いた通数となる。)のものについてだけは、その通数に相当する枚数の差出票をとじ 合わせ、1 枚目の差出票の最初の記入欄にその通数を記入し、2 枚目以下にとじ合わせた差出 票の枚数を記入して、傍らに差出人の印を押し、2 枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を 引いて差出すことができます。
- エ 差出通数及び差出合計数を訂正したときは、訂正印を押してください。
- オ 1回の差出通数が少なく、差出票の設欄の全部を使用しても、なお、差出制限枚数(500 枚) に達しないことが予想されるときは、差出票は、当初又は途中からその設欄をさらに適宜分割 して使用しても差し支えありません。ただし、紙をはり付けて使用することはできません。
- カ 1 枚の選挙葉書を 2 名以上の候補者において共同使用された場合は、それぞれの候補者について一枚ずつ使用されたものとして計算されます。

【注意】

上記の「差出票の通数」につきましては、次のとおりとなります。

- 1 都道府県の議会の議員、市長(特別区の区長を含む。)及び市の議会 (特別区の議会を含む。)の議員の候補者
 - 「500通」とあるのは「200通」
 - 「1,000通」とあるのは「400通」
- 2 町村長及び町村の議会の議員の候補者
 - 「500通」とあるのは「100通」
 - 「1,000通」とあるのは「200通」

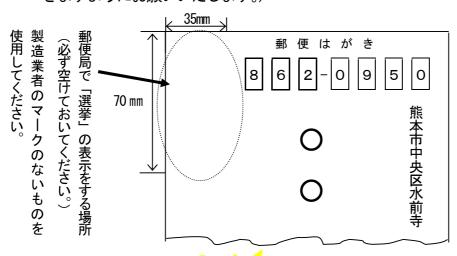
(4) 郵便窓口取扱時間

郵便局の郵便窓口取扱時間は、交付・表示を行う郵便局に確認してください

(5) 選挙用の表示位置 重要

通常葉書の表面には郵便局で選挙用の表示をしますので、お手持ちの葉書に表示を依頼される場合は、あらかじめ次の葉書の表面左上部(横に長く使用する場合は右上部)に選挙用の表示余白をあけていただくようお願いいたします。

※「この欄には何も記載しないでください」等の文言はこの場所に記載しないでください。 また、切手貼付欄を表すような点線による四角い表示も行わないでください。(選挙用の表示の位置を表すために、同位置を点線で囲んだものが散見されますが、同点線が表示スペースにかかるものが見受けられるため、同点線を表示しないなど、ご配慮いただきますようにお願いいたします。)



(6) 選挙葉書のあて名記載 重要

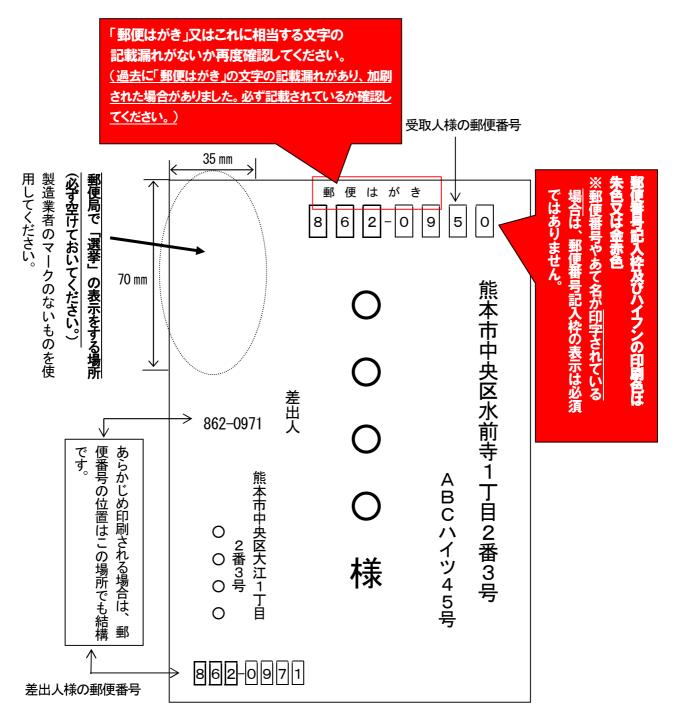
郵便物の受取人様と差出人様の氏名及び住所又は居所は、特に次の点にご注意の上、 詳細かつ明瞭に記載してください。

- ア 受取人が同居されている場合は、その旨(〇〇様方等)を、アパート居住者の場合はそのアパート名を忘れないように正確に書いてください。
- イ 新市制施行地、町村合併地域等にあたる場合は、都道府県名を忘れないよう にしてください。
- ウ 新住居表示制度の実施により町名番地の変更となっている区域あてに差し出 される際は、必ず新町名番地で、次の例により街区符号、住居番号を記載して ください。

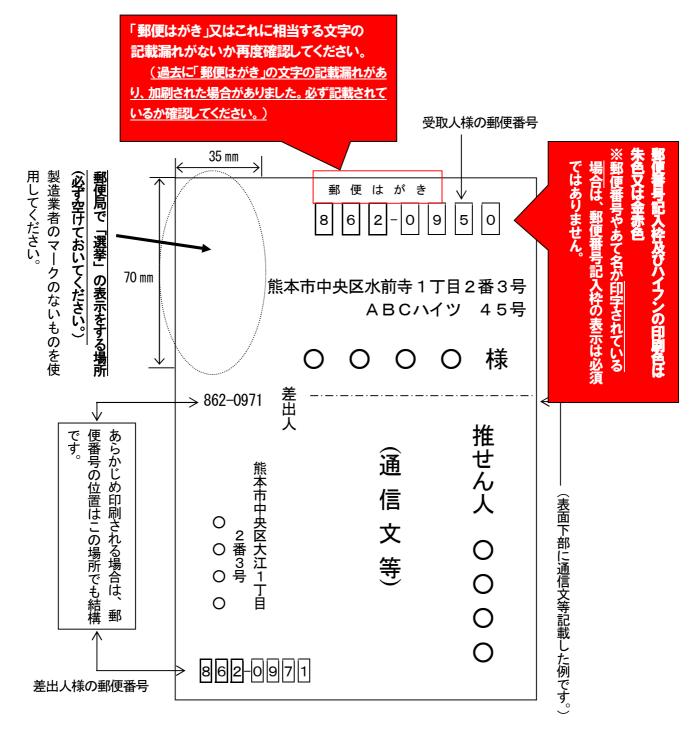


【団地等の場合】 OOO-OOO (街区符号)(棟番号)(各戸の番号) △△県 ××市 ☆☆ 丁目 4番 5 - 678

- エ あて名を記載する場合には、選挙用の表示位置にかからないよう十分ご注意ください。 ※あて名の記載が不明瞭なため、調査に困難をきたし、配達できなかった例がありま す。ご注意願います。
 - あて名を縦書きにする際には、下記の例を参考にしてください。



○あて名を横書きする際には、次の例を参考にしてください。



(7) 郵便番号の記載

郵便番号は住所の一部です。受取人様及び差出人様の郵便番号は、忘れずに記載していただくようお願いします。

(8) 返還選挙葉書の再差出し

配達することができずに差出人様に返還された選挙葉書は、あて所等に必要な訂正を加え、返還印等を抹消し表面の見やすいところに「再差出し」と朱記するか、再差出しであることを明らかにして、前記3の(1)により差し出すことができます。

ただし、この場合、差出票による差出し済み葉書の合計枚数が、公職選挙法に規定

する枚数の範囲内に限り再差出しできるものであり、使用枚数全部を使用してしまった場合は、選挙葉書の再差出しはできませんので、ご注意ください。

(9) 選挙葉書の特殊取扱い

選挙葉書は、書留又は速達などの特殊取扱いとして差し出すことはできません。

(10) 選挙葉書の使用期間

選挙葉書は、当該選挙の選挙運動の期間内に限り、これを使用することができるものです。この期間を経過して差し出された場合は、差出人様にお返しいたします。

なお、未使用となった選挙葉書については、郵便局では回収いたしませんので、未 使用分が生じた場合は、候補者様において処分等を行ってください。

(11) 選挙終了後返還される書損葉書

選挙終了後、郵便局からお返しする書損葉書は、新しい会社製葉書と交換することはできませんので、ご了知ください。

【お願い】

以上の事柄は、選挙葉書の差出し等に関する注意事項です。推薦者 又は知人等にご依頼される場合にも、ご注意していただくようお願 いします。

4 その他

以上の事項は、推せん者又は知人等に選挙葉書の差出しをご依頼される場合にも、同様にご注意ください。特に、推せん者又は知人等の方は、選挙葉書の取扱いについて説明を受けていないため、選挙葉書をポストに投函される事例があることから、ご注意くださいますようお願いします。

- (1) 選挙葉書のご利用についてご不明な点がありましたら、当郵便局にお問い合わせください。また、お問い合わせの場合は、郵便局の責任者に直接お尋ねくださるようお願いします。
- (2) 選挙事務所を設置された場合は、最寄りの郵便局と緊密にご連絡をしていただき、 選挙葉書の差出し方等について十分打合せの上、行き違いのないようお願いします。 また、選挙事務所を移転された場合も、最寄りの郵便局へご連絡ください。
- (3) お年玉付郵便葉書等のくじ付葉書

お年玉付郵便葉書等のくじ付葉書については、選挙葉書としては使用できません ので、ご注意ください。

5 よくあるお問い合わせ例

- 問1 作成時に「郵便はがき」又はこれに相当する文字の表示を漏らしてしまった。
- 答1 「郵便はがき」又はこれに相当する文字を表示してください。 なお、その場合の表示位置は、上部又は左側部(横に長く使用するものにあって は、右側部)の中央としてください。
- 問 2 <u>郵便局が選挙用の表示を行う位置(70 ミリメートル×35 ミリメートル)に、文字や</u> 図形を印刷してしまった。
- 答2 当該範囲内が空白となるように修正してください。
- 問3 郵便局が選挙用の表示を行う位置(70 ミリメートル×35 ミリメートル)の範囲内に、あて名シールがはみ出し、同範囲に文字がかかってしまった。
- 答3 当該範囲内が空白となるように修正してください。
- 問 4 あて名を手書きしたが、<u>郵便番号記入枠及びハイフンの印刷色を朱色又は金赤色</u> 以外の色にしてしまった。
- 答4 <u>朱色又は金赤色に修正してください</u>。 あて名及び郵便番号を、ワードプロセッサ又はパーソナルコンピュータを使用してタックシールに印字いただき、既に記載されているあて名及び郵便番号が隠れるように貼り付けるなどの修正方法が考えられますが、修正方法については、差し出される郵便局にお問い合わせください。
- 問 5 タックシールに郵便番号と宛名を記載して通常葉書に貼り付けることとしているが、<u>郵便番号の前後に「干」や文字を記載してしまったが、このまま差し出して</u>良いか。
- 答 5 ワードプロセッサ及びパーソナルコンピュータその他これらに類する機器を使用して宛名を記載する場合(郵便番号記入枠内に郵便番号を記載する場合を除きます。)は、郵便番号の前後に「〒」等事項を記載いただけませんので、修正してください。

(例)

100-0005・・・・・・(可)

郵便番号 100-0005・・・・・(不可)

〒100-0005・・・・・・(不可)

100-0005(重要)・・・・・(不可)

100-0005 (No. 000678) · · · (不可)

- 問6 明日が投票日(選挙期日)なので、どうしても今日、選挙葉書を差し出したい。
- 答 6 選挙期日の前日の配達便に間に合わない選挙葉書はお引受けできません。(本件では、選挙期日の前日に差し出されようとしており、この場合、当日中に配達することができません。このような状況で引き受けた場合、選挙運動期間を過ぎて配達することになるため、公職選挙法違反に問われることになります。)

付録様式 1 (公職選挙郵便規則第二条関係)

		矛	\cup	7
候補者用通常葉書使用証明書				
選	挙	区	0	区
候補	者日	任名	00	00

上記の者は、〇年〇月〇日執行の〇〇選挙の候補者であって、公職選挙法第 142 条 第 1 項の規定による通常葉書を使用することができる者であることを証明する

〇年〇月〇日

〇 〇 選 挙

選 挙 長 〇〇〇〇 印

华

ㅁ

をする日本郵便株式	日本郵便株式会社 〇〇			
区別	取扱者印	備 考		
		をする日本郵便株式会社の営業所名 区 別 枚 数		

(参考) 証明書は1回当たりの交付及び表示(書損によるものを含む。)の枚数がわずかで、その 設欄の全部を使用しても、なお、その証明書にかかる使用制限枚数に達しないときは、設 欄を適宜分割し、又は表面最下部の備考欄に、「裏面に設欄」と記載して、裏面に表面の 設欄と同一の設欄をして使用することができます。

付録様式 2 (公職選挙郵便規則第八条関係)

(表 面)

	選挙運	動用通	常葉	書 差 出	票		
差 出 票 番 号 第 〇 号							
発行者氏名	(OO 選挙選挙·	Ę	0 0 0	〇 印		
候補者氏名	00	D選挙(O区)	侯補者	0 0	0 0		
この差に	出票による差出制	限枚数				500通	
差出月日	差出通数	差出合計	l数	備	考		

(注) 備考欄は、郵便物の配達事務を取り扱う郵便局で使用する欄ですから記入しないでください。

1 使用上の心得

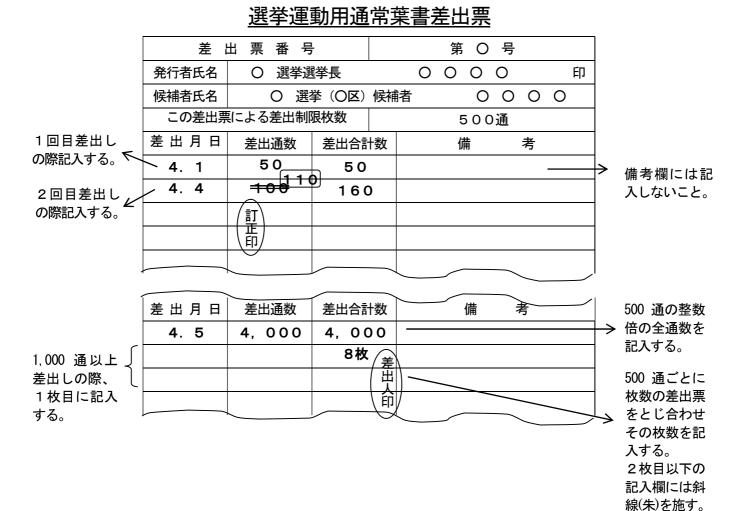
- (1) この差出票は、一枚につき差出通数の累計が500通以内となるまで、同一のものを差出しの都度使用するものとし、1回の差出通数又は差出通数の累計が500通を超えることとなるときは、その超える分につき500通以内ごとに別葉の差出票を使用すること。
- (2) 差出通数欄には1回の差し出しごとの差出通数を記入し、差出合計数欄には1枚の差出票による差出通数の差出時までの分の累計を記入すること。
- (3) 同時に1,000 通以上を差し出すときは、500 通の整数倍となる通数につき、500 通ごとに1枚として数えた枚数の差出票をとじ合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄に500 通未満の端数を除いた全通数を記入することができる。この場合においては、1枚目の差出票の記入欄の2行目以下にとじ合わせた差出票の枚数を記入し、そのかたわらに差出人の印を押し、かつ、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施すこと。
- (4) 差出通数及び差出合計数を訂正したときは、差出人において訂正印を押すこと。

2 郵便物差し出し上の注意

- (1) 選挙運動用通常葉書は、必ず差出票を添えて郵便物の配達事務を取り扱う郵便局の窓口に差し出すこと。
- (2) 選挙運動用通常葉書は、なるべく早く差出すこと。

〇 差出票の記載例

太字体が郵便物差出しの際記入していただく事項です。



(参考) 差出票は1回当たりの差出通数が僅少でその設欄の全部を使用しても、 なおその差出票にかかる差出制限枚数に達しないときは、これを選挙長に 提出してこれに代る補充差出票の交付を受けることができますが、このほ か候補者等において当初又は途中から差出票の設欄をさらに適宜分割して 使用することができます。ただし、紙をはり足して使用することはできま せん。